



行財政改革推進計画の目的

- 本町の財政状況は、平成29年度から令和3年度までの間、**実質的な決算収支で5年連続の赤字**を計上したことに加え、財政の弾力性を示す**経常収支比率**も令和3年度決算で98.1%となり、**県内でワースト1位、全国でもワースト11位**を記録してしまうなど、このままの推移では最低限の行政サービスの維持が困難な状況に陥ることが予測されております。
- この難局を突破するには、町民の皆様とこの危機的な状況を共有することが不可欠であり、令和5年9月に「**財政非常事態宣言**」を発出し、財政健全化に向けた**抜本的・集中的な取り組みのスタート**の年とすることを宣言いたしました。
- 計画期間を3年間とする行財政改革推進計画を策定し、**聖域なく全ての施策の総点検**を実施する中で、適正化を図り、経常的経費の縮減に取り組みます。また、これにとどまらず、**縮減経費をもとに将来への投資を積極的に展開**することにより、**町民の皆様とともに新たな時代に対応した持続可能な市川三郷町**を目指して参ります。

第2章 行財政改革推進計画アクションプラン

行財政改革の基本方針

基本方針1 効率的・効果的な行政運営

地域課題や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成や組織力の向上に取り組みます。
 具体的には、人材育成方法や組織体制の適正化を図る中で、**時代の変化に対応できる質の高い行政組織を構築**します。

- | | | |
|------------------|---|--------------------------|
| ■ 効率的な組織運営 | ➡ | 課の再編と配置・宿日直の見直し等を実施 など |
| ■ 職員の適正配置 | ➡ | 正職員・会計年度任用職員数の適正化 など |
| ■ 人事マネジメントの強化 | ➡ | 管理職登用試験の実施、給与運用基準の見直し など |
| ■ 消防団組織の見直し | ➡ | 組織再編による地域防災力向上・消防団組織の強化 |
| ■ 職員の政策形成能力の向上 | ➡ | 研修制度・人事交流の充実 など |
| ■ 一部事務組合等との連携強化 | ➡ | アドバイザー制度を活用した連携強化 など |
| ■ 民間活力等の活用 | ➡ | 社会福祉協議会との連携強化 など |
| ■ 町民等との連携、協働 | ➡ | 生活支援体制の構築 |
| ■ 車両の適正配置と稼働率の向上 | ➡ | 公用車保有量の最適化 |

第2章 行財政改革推進計画アクションプラン

行財政改革の基本方針

基本方針2 公共施設等のマネジメントの推進

施設の老朽化が進み、維持管理や修繕を要する費用はもとより、施設の更新費用も増大することが見込まれています。

将来にわたって公共サービスを維持・向上させていくため、**施設のあり方や有効活用策についての検討を最優先で取り組む**とともに、**既存の地域交通体制を抜本的に見直し**、利便性の向上を図ります。

■ 施設保有量の最適化・あり方検討

- ➡ 施設保有量を本町を除く人口1万人以上県内市町の各施設区分ごとの平均数を目途に、令和7年度末までに**施設保有量を最適化**

【主な施設の方向性】

- 図書館 ➡ 2施設を本館へ統合
- 給食センター ➡ 3施設を1施設へ統合
- 庁舎 ➡ 4施設を段階的に本庁舎へ統合 など

施設数の適正化を見据えた、**地域公共交通体制の抜本的見直し**

■ 公共施設等の利用者負担の適正化

- ➡ 公共施設等の使用料の算定方式の統一化

第2章 行財政改革推進計画アクションプラン

行財政改革の基本方針

基本方針3 持続可能な財政運営

合併特例事業債の発行可能額の減少に伴い、今後安定的な歳入確保が難しくなる中で、歳出においても高齢化の進展による社会保障関連経費や公共施設の維持管理・更新経費の増加が見込まれています。既存の事務事業の見直しや、新たな財源確保などに取り組むことにより、**持続可能な財政運営への転換**を図ります。

- | | | |
|----------------------------|---|------------------------|
| ■ 事務事業の見直し | ➡ | シーリングの導入、町単独補助金の見直し など |
| ■ 町税・使用料等の収納率向上 | ➡ | 町税の徴収率維持・住宅家賃等の収納率の向上 |
| ■ 上下水道・住宅等における
使用料金の適正化 | ➡ | 下水道事業における使用料金の適正化 など |
| ■ 神明の花火大会の運営の効率化 | ➡ | 神明の花火大会の自走化 |
| ■ ふるさと納税の推進 | ➡ | トップセールスによる企業版ふるさと納税の拡大 |
| ■ 広告収入の拡充 | ➡ | ネーミングライツスポンサーの獲得 など |
| ■ 町有財産の有効活用 | ➡ | 未利用財産の積極的周知による利活用の推進 |

 第2章 行財政改革推進計画アクションプラン

行財政改革の基本方針

基本方針4 行政サービスの質の向上

本町の行政サービスは、合併後十分な見直しがないまま、漫然と維持されている状況にありました。町民のニーズを的確に把握し、利便性の向上や、様々な媒体を活用した効果的な情報発信などを通じ、**より質の高い行政サービス**の提供を目指します。

- | | | |
|-----------------------|---|-------------------------------------|
| ■ 開かれた行政運営に向けた情報発信の充実 | ➡ | 町議会本会議のYouTube配信、ホームページの充実、SNS発信の充実 |
| ■ 防災行政無線による多メディア配信 | ➡ | 放送内容をメール・LINE等へ同時配信 |
| ■ 各戸回覧等における電子化の充実 | ➡ | ホームページ・LINE等による情報発信の充実 など |
| ■ オンライン申請サービスの拡充 | ➡ | 「やまなしくらしねっと」を用いた電子申請業務数の拡充 |
| ■ マイナンバーカード等の活用促進 | ➡ | 記入不要窓口・キャッシュレス決済の導入 |